

第1回オフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会 議事次第

平成24年5月30日
15:00~17:00
経済産業省別館1階
101-2, 103, 105会議室

1. 開会
2. 委員紹介
3. オフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会の設置及び議事の取扱い等
4. 資料説明
5. 自由討議
6. 今後の進め方について
7. 閉会

配付資料 一覧

資料1 : 議事次第

資料2 : 委員名簿

資料3 : オフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会の設置について

資料4 : 議事の取扱い等について（案）

資料5-1 : 現行の原子力防災体制について（概要）

資料5-2 : オフサイトセンターの創設経緯等について

資料5-3 : 海外におけるオフサイトセンターについて

資料6-1 : 各種報告書に記載されたオフサイトセンターの主な指摘事項

資料6-2 : 災害発生時に福島OFCで実施できなかった事項と導き出された課題等

資料7 : オフサイトセンター（OFC）の在り方に関する基本的考え方（案）

資料8 : 今後の進め方（案）

参考資料 :

参考1 : オフサイトセンターに係る法的整理について

参考2 : オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの立地等の状況

参考3 : 各種事故調査委員会報告（抜粋）

参考4 : 初動時の現地対策本部の活動状況（JNES）

オフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会 委員名簿

新野 良子 柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会会长

株式会社新野屋 専務取締役

片桐 裕実 日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター長

北村 正晴 東北大学名誉教授、(株) テムス研究所 代表取締役 所長

東北大学未来科学技術共同研究センター シニアリサーチフェロー

来馬 克美 福井工業大学原子力技術応用工学科教授

立崎 英夫 放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター

被ばく医療部障害診断室室長

中島 宏 日本原子力研究開発機構J-PARCセンター

安全ディビジョン 副安全ディビジョン長

藤城 俊夫 高度情報科学技術研究機構参与

本間 俊充 日本原子力研究開発機構安全研究センター長

森川 博之 東京大学先端科学技術研究センター教授

吉井 博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授

(敬称略・五十音順)

(オブザーバー)

- 内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室
- 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室
- 警察庁警備局警備課
- 消防庁特殊災害室
- 防衛省国民保護・災害対策室

(事務局:原子力安全・保安院)

- 原子力安全・保安院原子力防災課

(技術支援機関:原子力安全基盤機構)

- 齊藤 実 原子力安全基盤機構緊急事態対策部長
- 梶本 光廣 原子力安全基盤機構原子力システム安全部次長

オフサイトセンターの在り方に関する
意見聴取会の設置について

平成 24 年 5 月 30 日
原子力安全・保安院

- 今般の事故対応において、福島オフサイトセンターが機能不全に陥ったこと等を踏まえ、本年 3 月、原子力安全委員会から、オフサイトセンター（以下、OFC とする）を含む防災指針の見直しに関する中間とりまとめが示されたところであり、それを踏まえた具体的な検討が必要。
- 国や地域の防災計画をどのようにしていくのかは喫緊の課題であり、概ね 30 キロとされた U P Z の決定、住民の方々の避難の基本的方針など、多くの検討課題がある。
- 中でも OFC にどのような役割を持たせ、立地・機能をどう見直すのかは、政府として OFC の機能・立地に関する基本的な基準を示していることから、政府として検討すべき課題の一つである。
- 以上を踏まえ、OFC の基準等に関する意思決定は原子力規制庁に引き継がれることとなるものの、OFC に関する方針、国や道府県防災対策等の向上を早期に実現させるため、暫定的基準等を具現化するための意見聴取会を行う。

オフサイトセンター(OFC)の在り方に関する基本的考え方(案)

資料7

1. 福島原子力発電所事故のOFCに係る課題と見直しの方向性

現行制度上の役割

1. 国及び県の現地対策本部設置

- ・現地主導で対応、中央は後方支援
- ・関係省庁・機関や自衛隊・消防・警察等の参集
- ・EPZは8-10km圏に設定

2. 合同対策協議会の開催

- ・県・市町村の幹部が集結して応急対策を総合調整

3. オンサイト及びオフサイト対策の集約

- ・プラントの事故収束対応と住民の防護・生活支援

4. 施設はプラント周辺に整備

(多くは5km圏内)

- ・立地条件(20km圏内)、放射線防護機能、資機材整備、物資備蓄、代替施設確保等を省令で規定

福島事故における主な課題

1. 初動の迅速な避難等対応できず

- ・指示等は中央主導、現地は連絡調整
- ・国の幹部・関係省庁の職員の現地参集に長時間を要した
- ・避難区域はEPZを大幅に超え拡大

2. 市町村の大部分が参集できず

- ・連絡すら困難な市町村も(大熊町、浪江町等)

3. オンサイト対策の情報集約・対応協議の役割を果たせず

- ・政府との統合本部を電力本店に設置

4. 施設が十分に機能できず

- ・立地地点が避難区域に。(福島県庁に移転)
- ・放射能遮蔽、通信インフラ等が十分に機能せず

見直しの方向性(別紙1)

1. 初動体制の見直し

- ・緊急事態宣言と同時にPAZの住民避難を自治体に指示
- ・初動段階での避難指示は中央から直接、自治体に連絡を行うことを明確化
- ・参集要員の事前登録と、輸送手段の事前調整

2. 市町村への連絡体制の強化

- ・通信手段の抜本的強化
- ・初動段階での連絡体制の明確化(PAZ避難の指示については官邸から直接連絡等)

3. オンサイト対応とオフサイト対応の体制の区分・強化

- ・オンサイト対応は電力本店等に緊急事態対策監等規制庁の職員を配置
- ・オフサイト対応はOFCに集約

4. 施設の強化

- ・放射線汚染対策として、放射線遮へいフィルターを設置
- ・通信の抜本的強化(再掲)
- ・立地基準の見直し

2. オフサイトセンターの今後の在り方に関する主な論点①(ソフト面)(案)

1. 初動における本部(官邸)と、現地対策本部の役割分担

- (1) ①原災本部(官邸)主導で避難等の対策を決定、
②現地本部は、住民避難やモニタリングなど現地での自治体の支援及び情報のハブとして現地における対応状況のとりまとめに徹する。
- (2) 国の幹部や関係機関が現地に参集するまでの間は、官邸に置かれる事務局が直接、自治体等と連絡調整(首長には政務等から連絡)。
- (3) オンサイト対策の現地対応拠点は、電力本店等に原子力施設即応センターを設置。(OFCにも原子力事業者のリエゾン配置)

2. オフサイト対策(住民防護・被災者生活支援)における国及び県の現地対策本部の役割

文科省、厚労省、放医研・JNES・JAEA、自衛隊・消防・警察等の各省・関係機関が参集し自治体等の応急対策を支援。

(別紙2)

【初動の主な役割】

- 住民避難 ; 中央による避難等指示の連絡・状況確認その他実施に必要な調整(施設確保等のニーズ把握と支援)
- 放射線モニタリング ; 実施計画に基づき県・文科省等と連携して、モニタリングカー等による放射線測定と情報集約。
- 被ばく医療 ; (独)放医研の緊急被ばく医療チームを中心に、スクリーニング・除染・被ばく医療(安定ヨウ素剤を含む)の実施体制構築と支援。
- 緊急輸送 ; 自衛隊、消防・警察等が参集して、住民救助・避難支援・生活物資確保等に係る輸送手段を調整。
- 情報提供 ; 自治体・住民等への情報伝達(避難等指示、モニタリング結果、SPEEDIの情報等)

【中長期の主な役割】

- 除染 ; 放射線モニタリングとともに、実施計画に基づき、除染支援チームによる自治体の除染事業を支援。
- 警戒区域等の管理 ; 警察等と連携して、立入制限区域等の管理のほか、被災者の一時立入等を実施。
- 被災者生活支援 ; 被災自治体と一体となって、被災者生活の実態と支援ニーズの把握、現地関係機関の調整を実施。

2. オフサイトセンターの今後の在り方に関する主な論点②(ハード面)(案)

1. 現地対策本部の役割に応じたオフサイトセンターの設備等(別紙2)

- (1) 従前は県・市町村もOFCに集結する「点」の発想であったが、今後は隣接県も含め関係自治体が拡大することを踏まえて、必ずしも全ての市町村が参集できない場合があることも想定し、国及び県の現地対策本部が情報のハブとして、自治体との連絡調整を実施できるようネットワークを強化('面'の発想)。
- (2) OFCに参集する各自治体のリエゾンは最小限にとどめ、各自治体(幹部)との合同対策協議会の開催は、TV会議システム等を活用するなど、機動性を確保。(事務局はOFCに設置)
- (3) TV会議システム、自治体幹部・主要職員の防災携帯電話、一斉通報ホットライン、これらの衛星通信化等の通信インフラ整備。
※ 自治体においても、避難施設等に予め緊急時の通信設備を整備するなどして、各対応拠点とのネットワーク化を推進。
- ④ (4) 過酷事故対応(放射線遮蔽機能)、複合災害(非常用電源・津波・地震対策)、長期対応(食料・燃料等)等の強化基準を検討。

2. OFCの立地地点

- (1) 立地地点は、PAZ(5km)圏外、UPZ(30km)圏内を目安に設定。OFCは県の施設であることから、具体的な場所は、関係自治体と調整して決定することが必要。
- (2) 代替施設をUPZ圏外も含め複数箇所を予め選定するとともに、代替施設へ用いることを想定して、資機材について
は移転可能なポータブルなものを作成。
※ 今後、国で具体的な施設要件のガイドラインを取りまとめた上で(6月末目途)、各自治体でOFCの総点検を実施し、新たな施設整備や機能強化が必要なものについては、国の来年度予算概算要求も含め、順次、整備を図っていく。
- (3) UPZが複数県に及ぶ場合、一部の府県からは県内にOFC機能設置することについて要請あり。

今後の進め方（案）

第1回意見聴取会で提起された各委員の意見も踏まえつつ、第2回意見聴取会においては、オフサイトセンターの運営の在り方等などを取り上げる。

その上で、第3回意見聴取会を開催し、意見の取りまとめ作業を行う。

○ 第2回意見聴取会（6月13日予定）

●議題（案）

- ・第1回で聴取した意見や自治体意見を踏まえ※OFCの在り方に関する基本的考え方の事務局修正案を提示。
- ・併せて、オフサイトセンターの運営の在り方等（住民避難、モニタリング、被ばく医療、スクリーニング、資機材の確保等のための体制整備、オフサイトセンター等の備え置くべき機材や立地等の基準）について、事務局案を提示の上、意見を聴取。

○ 第3回意見聴取会（6月27日予定）

●議題（案）

- ・第2回で聴取した意見や自治体意見を踏まえ事務局修正案を提示。

※：原子力安全・保安院が主催する道府県原子力防災担当者連絡会議において、自治体等の意見集約を実施。